

令和4年度第1回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会  
会議録（概要）

1. 日時 令和4年7月20日（水）13時30分～14時30分

2. 場所：恵庭市民会館 2階 大会議室

3. 出席者

【委員】小田委員・川村委員・高橋（通）委員・佐々木委員・三上委員・塩田委員・今野委員・澤崎委員・浦委員・高橋委員

【事務局】伊東子ども未来部長・高橋子ども未来部次長・足立保健センター長・狩野子ども家庭課長・大林幼児保育課長・佐々木子ども発達支援センター長・深田すみれ保育園長・高橋保健課長・石田幼児保育課主査・中山幼児保育課主査・葛岡子ども発達支援センター主査・吉田保健課主任主事・金子子ども家庭課主査・前野子ども家庭課主査・高橋子ども家庭課主査・村仲子ども家庭課主査・藤原子ども家庭課主任主事

4. 内容

（1）開会

（2）自己紹介

（3）挨拶

（4）報告

①教育・保育施設の新規開設及び認可定員の変更について

②民間学童クラブへの補助事業開始について

③第2期えにわっこ☆すこやかプランの中間見直しについて

④妊産婦健康診査通院支援事業について

【質疑応答】

①の報告について

Q （仮）ひまわり保育所の受入時間は認可保育園と同じような形となるのか。

A 詳細はまだ決まっていないが、基本的には既存の教育保育施設と同じような形で実施したいと聞いている。さらに、これまで運営していた院内保育機能も継続を考えているようで、認可保育部分と認可外部分（院内保育）でどのように機能や時間帯を分けていくかもまだ検討中のようなのである。

②の報告について

Q 利用金額はどのような形になるか。

A 民間学童クラブが定める金額となる。市が委託している学童クラブは基本負担金4,500円と各保護者会で定めるおやつ代が1,500円～2,000円前後となっているので、概ね月6,000円となっているが、現時点で聞いている限りでは既存の民間学童クラブでは月額12,000円前後となっている。

Q 市で補助金を出すのに、市で委託している他の学童と同じ金額にならないのはなぜか？学童クラブの支払が負担になっていると聞くことがあるし、同じくらいの負担金でもお弁当が出るところと出ないところもあればメニューも出されず子どもが何を食べてきているのか分からないという声も聞こえてくる。市で補助するのであれば同じような負担金で同じようなサービスを提供すべきでは。

A 今回の補助金は民間事業者が運営している学童クラブ事業に対する補助金となっており、市が（委託で）実施している学童クラブ事業の待機児童解消をねらいと

している。市の実施している学童クラブの対象となる児童が利用している分を補助することで、民間の学童クラブの運営に役立てていただくことを目的としている。また、昼食のメニューが保護者へきちんと伝わっていない方がいることは承知した。おやつや昼食に関しては、各保護者会が費用を集めて運営しているものだが、メニューが伝わっておらず、子どもが何を食べているか分からないということが無いように、各委託法人へ伝達する。

Q この資格要件だと対象が限定されるので、他の法人も競い合って良いものを提供することができないのではないかと。通常市でお金を出す場合はプロポーザルをして、より良いところに決めるのが普通だと思うが如何か。

A 市の事業であればプロポーザル等で選定することになるが、今回は民間の学童クラブ事業への補助金として民間学童クラブ事業費の一部を補助するもの。民間の学童クラブ事業は保護者が日中就労していない児童も登録されているが、日中就労している、いわゆる市の学童クラブ事業の対象となる児童も登録されているので、その児童にかかわる事業費について補助するもの。

部会長 他の学童クラブを受託している学校法人も承知しているということか。もし他の受託法人も同じ事業を行ってれば、補助の対象となるということでしょうか。

A 今後、もし民間学童を設立していただいた場合で要件が合致した場合は対象となる。

部会長 市内の学童クラブは、市の事業として業務委託している学童クラブと学校法人が自ら運営している純然たる民間の学童クラブの 2 種類だけで、後者に市として補助しようとするものを今年初めて行うということでしょうか。

A はい。

Q 市の補助事業となったことによって、従来の定員、利用料金、サービス内容に変更が生じたか。

A 定員の変更は聞いていないが、利用料は従来から 2,000 円～3,000 円下がり、サービス内容もバスでの送迎範囲が従来より拡大したと聞いている。

Q 5 補助額にある補助対象経費あるいは補助基準額はどこかで開示されているか。

A 放課後児童健全育成事業に対する交付金の交付要綱にある対象経費及び基準額と同じ積算を考えている。

### ③の報告について

質疑なし

### ④の報告について

Q 健診のみ市内で受けている方がどのくらいいるか市で把握しているか。妊娠届出時に個別周知はいつから行っているか。また、他市町村の状況はどのようになっているか。

A 令和 4 年 4 月 1 日妊婦健診受診者から対象となっているので、既に母子手帳交付されている方は令和 3 年度末に個別通知している。4 月以降は母子手帳交付者に個別通知しており、4 月以降転入者にあらたに受診券を発行する際にも制度について周知している。また、産後 1～2 か月後の赤ちゃん訪問の際に申請漏れがないよう再度周知している。市内の産婦人科への妊婦健診は全妊婦さんのおよそ 2 割程度の方が妊婦健診を受けて、その後里帰り出産となる方の利用が多いと聞いている。市内健診受診者は現段階では対象外。今後も出産できる医療機関の誘致は引き続き検討していきたいと考えている。当事業を検討するにあたり、同じく出産医療機関の無い北広島市を参考としており、1 回 1,000 円で実施しているなど、同市の状況を参考に実施している。

Q 里帰り出産の場合は、分娩予定の病院におよそ 8 か月頃までに受診しなければならないと思うが、それ以降の健診料も出るということか。

A 申請をしていただければ、健診機関変更後も市外医療機関受診健診に係る交通費について、出産時・産後健診含めて対象となる。

(5) その他

【事務連絡】

- ・ 令和 4 年度会議開催予定回数の周知

【意見等】

- ・ 保育士等確保対策として、新しく入職した保育士に対し 30,000 円～50,000 円の補助が出るが、今後北広島市や札幌市のように入職後 3 年、5 年の節目で給付金を支給するなど、更なる保育士確保対策を是非やってほしい。

(部会長) 是非、周辺の確保方策を調査していただき、実情に応じた対策をとっていただきたい。